

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第九号の二中「市町」の下に「（広島市を除く。）」を加える。

第二条の表の第二十四号中(5)を(7)とし、(4)を(6)とし、同号(3)中「(5)」を「(7)」に改め、同号中(3)を(5)とし、(5)の前に次のように加える。

(3) 法第五十三条第一項の規定による申請（精神通院医療に係るものに限る。）に係る審査（法第五十四条第一項の当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に係るもの及び法第五十八条第三項第一号の当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額（以下この号において「負担上限月額」という。）に係るものに限る。）

(4) 法第五十六条第一項の規定による申請（精神通院医療に係るものに限る。）に係る審査（負担上限月額に係るものに限る。）

第二条の表の第二十四号中「福山市」の下に「（広島市については、(3)及び(4)に掲げる事務を除く。）」を加え、同表の第二十四号の二中(34)を(36)とし、(33)を(35)とし、(32)を(34)とし、(31)を(33)とし、(30)を(32)とし、同号(29)中「(30)から(34)まで」を「(32)から(36)まで」に改め、同号中(29)を(31)とし、(31)の前に次のように加える。

(29) 法第五十三条第一項の規定による申請（精神通院医療に係るものに限る。）に係る審査（法第五十四条第一項の当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に係るもの及び法第五十八条第三項第一号の当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額（以下この号において「負担上限月額」という。）に係るものに限る。）

(30) 法第五十六条第一項の規定による申請（精神通院医療に係るものに限る。）に係る審査（負担上限月額に係るものに限る。）

第二条の表の第二十四号の二中「、熊野町」の下に「、坂町、安芸太田町」を加え、「

(16)から(28)まで」を「(16)から(30)まで」に、「(29)から(33)まで」を「(31)から(35)まで」に、「事業に係るものに限る」を「事業に係るもの限り、坂町及び安芸太田町については、(29)及び(30)に掲げる事務に限る」に改め、同表の第三十五号中「(4)及び(5)」を「(6)及び(7)」に、「(33)及び(34)」を「(35)及び(36)」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の表の第二十四号、第二十四号の二及び第三十五号の改正規定は、平成二十九年五月三十日から施行する。